

令和五年四月十日発行
皇學館論叢第五十六卷第一号 抜刷

蒲生君平と藤田幽谷の思想的影響関係について

——「国体」「神州」用語を例に——

小野寺 崇 良

蒲生君平と藤田幽谷の思想的影響関係について

——「国体」「神州」用語を例に——

小野寺 崇 良

□ 要 旨

本論文では、蒲生君平（明和五〇文化一〇年）の著作中における「神州」「国体」の用語使用と、その概念を検討する。これまで彼の用語使用は、藤田幽谷ら後期水戸学への影響が示唆されてきた。しかし、いずれも水戸学研究の側からの考察であり、君平の著述の検討がなされてこなかった。本稿では、その点に対して考察を加えたものである。

これら検討を通して、先行研究において藤田幽谷の「神州」「国体」用語の概念において大きな変化があったと指摘されてきた著作「蒲生君威墓表」は、基本的に君平の著述の引用であり、特に「神州」に関しては、君平の使用例に倣ったものであることが確認できた。

これに対し、君平の「国体」用語の概念に関しては、前期水戸学の概念に近いことが確認できた。ただし、君平の著述のその文脈や彼の思想、特に祭政一致論や民衆教化の思想に関して、後期水戸学との関連から考察できる可能性があることも確認できた。

□ キーワード

蒲生君平・藤田幽谷・水戸学・「国体」・「神州」

はじめに

蒲生君平(明和五―文化一〇年)は、『山陵志』の著述を持って、近世日本の山陵研究者として著名である。結果として、過去の研究史においても山陵研究の側面が着目されてきた。基本的には、彼の主著となった同書をもとに、実践的行動を行う「勤王家」⁽¹⁾的行動が語られてきた。

だが、彼の著作はこれに留まらない。対外政策論である『不恤緯』(文化四年)や、晩年まで執筆し未定稿に終わった『今書』などの政治論に関する著作も複数残されている。

本稿では君平の国家観念に関して、君平が著述において用いた「国体」「神州」という用語とその概念をもとに検討する。

この研究方法を取るにあたり、大きな示唆を与えてくれるのが、吉田俊純氏の研究⁽²⁾である。吉田氏は、後期水戸学派の思想家である藤田幽谷(安永三―文政九年)の思想において「神州」「国体」という用語の使用時期と、その概念をもとに、彼の思想の変化を考察している。

さらに吉田氏は、君平をその影響関係にあったとして言及している。この研究を踏まえて本論を進めたい。

「国体」「神州」というキーワードは、一見すると「早すぎた、ファナチックな尊王家」⁽³⁾としての評価を受ける所謂寛政の三奇人の一員としての君平の側面を、より強調するように思われる。

だが、現在でも後期水戸学のキーワードに「国体」「神州」があることは疑いようのないことである。⁽⁴⁾君平自身が、『山陵志』を『大日本史』に付属させようとした事実や、⁽⁵⁾藤田幽谷との交友関係、先に述べた先行研究を踏まえ、彼

が水戸学の思想の系譜上にあるのだとすれば、その観点から考察をする可能性が見いだせるはずである。

本稿第一章では「神州」について、第二章では「国体」について、蒲生君平の使用例を確認し検討する。

二つの用語とも、その概念において後期水戸学、特に藤田幽谷との影響関係性が指摘されている。まず、著述の中における使用例を取り上げ、その概念を検討する。その上で、先行研究において指摘されてきた影響関係を考察する。

第一章 「神州」用語の使用例と概念

本節では「神州」という用語に関して扱う。以前より日本を指し示す用語として『神皇正統記』をはじめ「神国」が用いられて来ており、「神州」は前期水戸学においては神国と同義であった。⁶⁾

吉田俊純氏は、「神国」と区別される形で「神州」を用いはじめる存在として藤田幽谷を挙げ、君平からの影響を示唆している。二人は一〇代の段階で交友があり、共同歩調を取る関係性であった。⁷⁾

本節では君平の「神州」用語の使用例、またその概念を見つつ、水戸学との関係性をみてみたい。

本稿では蒲生君平を主題として取り扱う以上、幽谷の思想に大きく踏み込むことは避けたいと思うが、大きな示唆を与えてくれることも確かである。以下、吉田氏の研究をもとに、幽谷の「神州」用語の使用例をみてゆく。

幽谷の神州の使用例は早く、天明六年（一七八六）の段階で用いており、その後も「蓋し神州は東方に位し、仁厚の俗、もとより然りとせず」といった⁸⁾、当初は風土論的な概念を含む用語として用いていた。そのため、対外的な意味合いでの使用は僅かだった。

その後、寛政一一年（一七九九）から文化一四年（一八一七）まで「神州」の用語を使用していることが確認でき

ない。⁹⁾その期間を空けた後の、文政期からの幽谷は「神州」使用が対外問題に集中し、日本を指す用語における使用割合は四割以上になる。¹⁰⁾

つまり吉田氏によれば、幽谷において「風土論的」な意味合いが主であった「神州」の用語が、寛政一年から文化年間を挟んだ空白期間を経て、その概念が対外問題に関連した文脈における「日本」を指すものとして確立されたということになる。

まず、幽谷が一〇代であった天明年間から「神州」を用いていることに関して、吉田氏は君平が自身の著述である「不恤緯」などに、神州の用語を使用する¹¹⁾ことを理由に、天明五年（一七八五）から交友のある君平からの影響を指摘する。

さらに、吉田氏は、幽谷が著わした「蒲生君藏墓表」（以下「墓表」）の記述に、その影響関係の根拠を挙げ、ここにおいて幽谷の「神州」用語の特異性に影響した可能性を述べる。¹²⁾

ここで、幽谷の著した「墓表」内の「神州」使用の文章を引用する。

それ神州は天地の正気なり。陰陽の和する所、まことに中国たり。中和、穀に見れて甘美豊饒、文教の及ぶ所、その養は以て給す。精英、鉄に発して堅剛鋭利、武威の加ふる所、その功は以て獻成る。限るに天地を以てし、外寇の患あることなし。開闢以来、天祖の胤、世世統を伝へ、君臣上下の分、嚴乎として紊ることなし。宇宙の間、いづれかよく我が神州に及ぶ者あらん¹³⁾

吉田氏はこれを根拠として、君平は幽谷に「日本の優秀性として、天照以来の皇統が存続して君臣関係が一定して

いる点のほかに、風土的な美点を説いた⁽¹⁴⁾とする。

吉田氏は、君平が「神州」用語を用いている著作として『不恤緯』の書名を挙げている。だが、その他の著作を例に挙げてはおらず、その使用例にも詳細な検討はみられない。また、「墓表」は君平本人の発言の体裁を取っているとはいえ、君平歿後五年を経た文政元年（一八一八）に記された幽谷の著述である。⁽¹⁵⁾吉田氏の研究はあくまで幽谷を主題にしたものである。しかし、君平の著述に典拠をもとめずに影響を伺い知ろうとするには、考察が些か不十分である。

また、吉田氏以外に、君平の「神州」への言及は数例みられる。

野口武彦氏は、君平の著作「形勢論」で主張される君平の海洋国家論を、純粹な封建制への回帰を海防の要件とした林子平と比較している。野口氏は『神州』日本の理念と、それが海洋商業国家化することとの間にはいささかの矛盾もなかった⁽¹⁶⁾として、君平が日本を「神州」と呼称していたことを挙げている。だが、この「神州」と「海洋商業国家」とを矛盾するものであると、直接的な根拠を述べているわけではない。

また、宇賀神徳平氏は「君平の主張において注意すべき点は、農兵の守るべきものが、直接的には『神州日本』であつて、区々たる封建的な一国一藩ではないということである⁽¹⁷⁾」と、君平の防衛論における対象を藩ではなく日本全体に据えていたとする文脈において「神州日本」を例に挙げている。

しかし、三者とも、その研究内において扱っている君平の著作はそれぞれ一種類のみである。著述全体における使用例の比較を行っている例は、管見の限り確認できなかった。

この点において、後期水戸学への影響の可能性が示唆される君平の「神州」用語に関して、詳細な検討を行う余地があるだろう。

また、吉田氏が君平からの影響を指摘する以上、幽谷が「墓表」内で記した君平の主張は、どの段階におけるものであるのか。また、幽谷の記した内容が、正確に君平の思想を表現した適切なものであるのかを検証することも求められるだろう。

まず、君平の著作における「神州」の使用例をみてゆく。管見の限り一九例みられた。執筆年代順に掲載する。¹⁸⁾ 注記しない限り『蒲生君平全集』（以下『全集』と略記）より引用。傍線部筆者。

- ① 即其故号者。仮如^三 神武曰^二 神日本磐余彦^一。是也。其所^二以先載^レ之者。存^レ古也。神武之平^二定中国^一也。以^三其功定^二于磐余^一。遂建為^レ号。故古事記。書曰^二神倭^一。而書記改^レ之曰^二神日本^一。此日本謂^二今畿内之倭^一。以^三是神州^一曰^二神倭。神日本同^レ焉。（『山陵志』）
- ② 而神州所^三以能異^二夷狄^一。在下乎中^三其国於^二南北^一。而得^中寒暖之和上焉。（『九志序』）
- ③ 夫 神州。環以^二巨海^一。長于^二西東^一。短于^二南北^一。裨^三海于^二西南^一。山^レ于^二東北^一。（『形勢論』）
- ④ 於^レ是乎 神州之威。可^三震^レ於^二宇内^一。而何方之國。其能當^レ之。（『形勢論』）
- ⑤ 鄂虜之窺^レ乎^二 神州^一也久矣。夫鄂羅斯者東北極^二氷海^一。西南海^三諸夷^一。（『形勢論』）
- ⑥ 今也東南蓋吞^二諸蕃^一。以接境于^二 神州^一。以^レ余度^二其兵勢^一。則疆大不^レ減^レ乎^二元寇^一。（『形勢論』）
- ⑦ 苟能蓋^二吾海國之用^一。則 神州与^二鄂虜^一。固不^レ可^三同^レ日而語^二其形勢^一矣。（『形勢論』）
- ⑧ 夫 神州之為^レ國也。四面帶^レ海而戰艦可^レ用。地無^二不毛^一而糧食常足人稠財饒。（『形勢論』）
- ⑨ 則不^レ可^四徹^下其守禦^上以專^三力於^二吾 神州^一矣。（『形勢論』）
- ⑩ 故苟知^二 神州之形勢^一而蓋^二吾海國之用^一。則宇内之國。其誰与^レ我敵。（『形勢論』）

- ⑪ 蓋聞レ之。一治一乱自レ古其常。然自二天地之剖分一。而 神州有^三 天子之受^二天命一焉。而伝 祚長久。無^レ有^二窮極一。雖^下世有^二盛衰道有中汚隆^上。而皇天代佐レ之。以^三賢宰良將一。不^レ喪^二其 神器一。不^レ墜^二其民命一。不^レ卑^二其国体一。(『不恤緯』「上書」)
- ⑫ 神州固天命之所^レ全^レ福。(『不恤緯』「上書」)
- ⑬ 赫々 神州日本。雖^二是天命之所^レ全^レ福。外已取^レ辱納^レ侮至^三如^レ此卑一也。内又何以威^二服中国一而皇^三張洪業一哉。(『不恤緯』「慮情第三」)
- ⑭ 蓋自^二天地剖分一而 神州有^三 天子之受^二天命一焉。而伝 祚長久。無^レ有^二窮極一。君臣之号。未^下嘗以^三盛衰一^上改。尊卑之位未^下嘗以^三強弱一^上移。民心自^レ古由^レ是無^レ二。国体如^レ今。將^二以無^レ損一。(『不恤緯』「慮情第三」)
- ⑮ 聞^二之魯西亜之國東西余二万里一。南北雖^レ窄。或千里或至^二三千里一。視^二 神州日本方域^一於^レ彼^上實^三百分之一一。(『不恤緯』「慮情第三」)
- ⑯ 有^二之 神州日本之方域一。以特為^二中国一。寒温自受^二天地之正氣一。和平見^二乎穀一。而甘美豊饒。粮^三給文教之所^レ及。精英發^二乎鐵一。而剛利忍。功成武威之所^レ致。自^三尊号建^二乎大初一。(『不恤緯』「刑名第四」)
- ⑰ 顧 神州是 天祖之國。 皇帝之祚。乃 天祖之受^二天命一。而所^レ踐也。(『不恤緯』「刑名第四」)
- ⑱ 自^二天地之剖分一。而神州有^三天子之受^二天命一焉(『講学約束』)
- ⑲ 顧^二我神州一爰降^二彦聖代寶^三于朝一。(『擬^下賜^二征夷大使正^二位内大臣源朝臣^一詔旨^上』)

まず、③⑩の「形勢論」における使用例をみる。この成立は文化年間とされるが、ロシア来航の可能性を述べる

蒲生君平と藤田幽谷の思想的影響関係について(小野寺)

箇所があることから、文化三、四年（一八〇六、七）における実際の来航²¹以前の著作と考えられる。「神州」用語も、日本列島の地理的環境や地政学的状況を説明する際の主語となっている。

八例は、差異はあるが、③のように日本の地理的形成や、⑤のような対外的な文脈における日本の呼称として対応している。これは、野口氏が「地政学的」な観点と指摘した点であり、吉田氏が幽谷のそれをもって「風土論的」要素を指摘したことと同義であろう。

だが、注目すべきは②の「九志序」²²である。これは「夷狄」との比較、対外的文脈において使用が確認できる初出となる。この例を踏まえれば、「形勢論」に於て用いられる「神州」も、「鄂虜」ロシアなど対外的な文脈の中に用いていることから、概念としては②の意味合いを引き継ぎ「夷狄」との比較の中にあっただと言えるだろう。

君平の名著である『山陵志』における使用例は、神武天皇の名前に関する記述において登場する①の一回のみである。ここにおいて「神州」は自明のものとして、神武天皇の名前の由来にあることを述べており、②以降の使用例とは明確に区分されるところだろう。

君平の「神州」用語の使用において変化がみられるのが、⑪から⑰にかけての『不恤緯』内の使用例である。「海国」日本の防衛策を多く論じていた「形勢論」に対し、『不恤緯』において具体的な策は余り述べられない。²³

『不恤緯』は、文化三、四年に発生したフヴォストフ事件²⁴に対して、幕閣に提出した提言書である。ロシア船による騷擾事件に対して、直接的な対外的危機感を覚えた君平が著したものであることを踏まえなくてはならない。

外国との比較において、地理的風土論的な文脈における「日本」を指していた⑩までと比較する。⑮のように前例通りの使用例もあるが、⑰「天祖之国。皇帝之祚。乃天祖之受天命。而所踐也」といった皇統一系の国家という概念が付与されるようになる。松本丘氏は、⑰の一文をもって、「天と天祖との一致を説く『新論』の祖型」が

あることを指摘する。⁽²⁵⁾

君平にとつての「神州」日本が、①「天子之受三天命焉。而伝 祚長久。無レ有ニ窮極。」という点に象徴され、これを根拠として「未^四嘗有^三夷蛮戎狄侵^二寇中土。奈^三之何^一乃至^二於今^一。」⁽²⁶⁾と、より「夷狄」への強硬な姿勢に変わつてゆく。

また、宇賀神氏の指摘するように、君平にとつて「国」と「神州」とは意味するところが違つたとも考えられる。とはいえ、『不恤緯』では他にも「国家」「中国」「大日本」などの単語も同様に日本を指す単語として用いられており、「日本」を指す概念としては一定していたとはいえない。

また⑬のみは「我神州」として、闕字を用いずに表記しているが、詔を擬して作成した文章の一節であることから、主体は天皇であり矛盾があるわけではない。

文化八年の著述とされる⑭のように、『不恤緯』以後の著作においても、「神州」の概念は一定している。

ロシア船来寇以前の著述である「形勢論」では、防衛策における考察の一端として「神州」日本の地理的風土的な観点を述べていた。

これに対し、フヴォストフ事件において日本側に具体的な被害が及ぶに至り、「夷狄」がより明確になつた時点で、「神州日本」と「夷狄」との差異が強調されることとなつたのではないだろうか。特に、『全集』などでは「我方域」と記される⑮を使用例から外すと、『不恤緯』以降における「神州」は、日本の地理的風土論的な意味合いにおける日本の呼称、という意味合いから脱却していることもみてとれる。

ただ、本章でみた君平の「神州」の使用例は早くとも寛政年間から享和年間以降のものである。そのことから、君平が天明年間の段階で、「神州」の用語使用そのものにも幽谷へ影響を与えたとは断定はできない。

この「墓表」の文面であるが、前半部分は⑩と文章自体が類似している。また、後半は⑪と内容が類似している。吉田氏は、幽谷への影響として、君平が『不恤緯』内で「神州」を用いていることを根拠としていたが、その具体的な文面までには言及がない。

この「墓表」と君平の記述の類似点をもとにすれば、「墓表」内での君平の「神州」発言は『不恤緯』における君平の記述をもとにしていることがわかる。仮に幽谷が、『不恤緯』における文面をそのまま引用したわけではなかったとしても、君平が同様の語義をもって「神州」を用いている例は文化四年以降である。文化四年以後の君平の「神州」用語の概念は、その後の幽谷における「神州」概念の源流に位置したものと考えてよいのではないだろうか。

また注目できることは、君平が「神州」という呼称を用いて日本国を指していた著作の多くが、対外的な文脈においてであるという点である。彼には『今書』などの政治論がみられるが、こうした著述内では「神州」とは表現していない。使用例の大半が、具体的な対外策を述べた「形勢論」と対外政策提言書である『不恤緯』にあつたことからわかる通り、君平においては、「夷狄」に対する概念としての「神州」が構想されていたと考えられる。

第二章 「国体」用語の使用例と概念

本節で取り上げる「国体」の単語としての起源は、漢籍により、『管子』「四肢六道、身之体也、四正五官、国之体也」とあり、日本においても奈良時代までさかのぼれるが、当時の国土や国の形状などを表しているものであつた。⁽²⁷⁾

近世以降の観念における「国体」の語の初見は、栗山潜鋒『保建大記』であるとされ、⁽²⁸⁾用いられたその意味合いは「国の大体」⁽²⁹⁾、「国の立てよう」⁽³⁰⁾と解釈されてきた。その後、荻生徂徠『政談』、安積澹泊『大日本史論贊』などにみ

られるが、いずれも概念としては、「国家の形体、体面」を意味するものであった。

一八世紀後半以降には、「国体」の語が日本固有の伝統や歴史をもとにした対外的な独自性を強調する意味合いとなつてゆく。それは、対外的な脅威を前にした後期水戸学において理論的に体系化されたものであり、水戸学そのものを語る上で重要なキーワードとなっている。³¹この理論的な大系化は会沢正志斎『新論』において中心的に取り上げられたことが着目をされてきた。³²尾藤正英氏が指摘をするように、この観念が近代以降も通底し、影響力を及ぼしてきた点で見逃すことは出来ない概念だろう。³³

近代以降にもその系譜を残す、思想としての「国体」の源流は尊王攘夷思想と共に語られる。その源流に位置する存在が藤田幽谷らであり、尾藤氏は「水戸学の内部でのこのような思想の直接の源流は、さらに蒲生君平や藤田幽谷らの出た寛政・文化年間まで遡ることが可能である」として³⁴いる。幽谷らの存在は、その源流としての位置づけを与えられるものの、「国体」思想を体系化した会沢の前に、その存在感は薄いままである。

本節で考察を行うのは、君平の「国体」用語の使用とその概念である。

前節でも取り上げた吉田氏の研究では、「神州」だけではなく、「国体」についても君平の幽谷に与えた影響は大きかった³⁵と指摘する。

幽谷の用語としての「国体」は文化四年が初出だが、藩制に関してのものであり、「天皇制的な意味の国体」の登場として、「蒲生君蔵墓表」（以下「墓表」）内の文章を挙げている。吉田氏によれば、「墓表」にて述べられた君平の「国体」観は、「天皇祭祀によって民衆を教化」する『新論』と同趣旨であったとして、「幽谷の国体論に、天皇祭祀による民衆教化の思想が導入された³⁶」とする。

これに関連して、齋藤公太氏も幽谷が「皇統の無窮性を中心とする日本の本来性を表す概念³⁷」としての「国体」用

語を用いた初出は、「墓表」内に記載されたものであるとする。

両氏ともに「墓表」に其の初出を求めているが、いずれにしても君平の没後に、君平の言説を幽谷が著わしたものに過ぎず、正確には幽谷の発言ではない。齋藤氏は「盟友である幽谷が共有していた思想と解しても問題はない」としており、君平の思想や用語使用例に関して考察を加えていない。幽谷側の受容の考察としては理解できるが、君平の「国体」とその影響を論じるには不十分といえよう。現に、藤田幽谷の著作における「国体」の単語の使用例と、その用語使用における意味合いに關しての研究もあるため、その相互影響關係に位置すると考えられる君平の著作においても、同様に「国体」の使用例を踏まえて考察する意義は見いだせるであろう。

管見の限り、君平が著作内にて用いた「国体」の使用例を取り上げた前例としては、里見岸雄氏による「神惟孝の用法は明に制度の意で、蒲生君平の用法も稍々之に近く体制の義を含んでゐるものの如くである」という評価のみである。

君平の「国体」の用語の概念を「体制の義を含む」ものにとらえている里見氏だが、『不恤緯』以外の著作における「国体」の使用例を挙げていない⁴¹。これも不十分であろう。里見氏は『不恤緯』における「国体」の語を四例挙げているが、管見の限り六例が挙げられる。執筆年代順に掲載する。^(也)〔全集〕より引用。傍線部は筆者。）

- ① 夫停諡有説。必謂臣不敢議君。子不敢議父。曰有所諱。似矣以天子之尊。不曰天皇。此果何意哉。嗚呼闕大典。損国体。莫^レ大焉。源親房以為^レ非^三臣子之道^一者者当矣。（『山陵志』）
- ② 夫漕輸。大權也。而委^三之於^二商賈之手^一。尤国体之不可者也。（『形勢論』）
- ③ 蓋聞^レ之。一治一乱自^レ古其常。然自^二天地之剖分^一。而 神州有^三 天子之受^二天命^一焉。而伝 祚長久。無

有窮極。雖世有盛衰道有汚隆。而皇天代佐之。以賢宰良將。不喪其神器。不墜其民命。不卑其國體。〔不恤緯〕〔上書〕

④ 苟欲民之不背離土。莫如下必先教之。以成其孝悌之情。而遂其喪祭之禮。使三世知人道。如是則人之性善亦從興仁。(中略)然則風俗從此其厚。而財用從此其給。國體欲病。可得乎。〔不恤緯〕〔治要第一〕

⑤ 蓋自天地剖分。而神州有三。天子之受天命焉。而伝祚長久。無有窮極。君臣之号。未嘗以盛衰改。尊卑之位。未嘗以強弱移。民心自古由是無二。國體如今。將以無損。〔不恤緯〕〔慮情第三〕

⑥ 顧神州是。天祖之國。皇帝之祚。乃天祖之受天命。而所踐也。及至後世。義滿將軍跋扈。輕蔑王爵。不顧其名。蒙明冊命。屈為藩臣。以律論之。是謂叛國。國體自辱孰其大焉。〔不恤緯〕〔刑名第四〕

君平の著作中の「国体」の初出は、①『山陵志』(享和二年頃成立)での例である。この場合、天皇への諡号を停止したことにより「国体」が損なわれると主張する。この記述は、栗山潜鋒の著作『保建大記』における以下の記述に類似する。

自三字多帝停諡。朱雀帝停皇号。上皇太后。以三寺院。自居焉。不啻宗孝言所謂蓮府化梵宮也。闕大典。損国体。莫大焉。源親房以為非臣子之道者当矣。⁽⁴³⁾

蒲生君平と藤田幽谷の思想的影響関係について(小野寺)

君平は同書内で「保建大記」の書名を挙げてはいるわけではないが、殆ど引用と言ってもよいであろう。

②は、最も「制度」や「体制」に近い概念であろう。この前の文章には海防策の一環として、

命_三天下之諸侯。取_三法乎_三彼最精者_一。以大製_三戰艦_一。海内之諸侯。因_三其大國小国之分_一。以定_三其定數_一。各以_三其戰艦_一属_三其方面之都督府_一。

といったように、諸侯に「戦艦」を建造させ、都督府に所属させることを主張している。ここにおいて、諸藩を「大國小国」としているが、「形勢論」文中では「若国之有_レ事也。」と日本国家の概念においても「国」と用いており、一定しない。ただ、この場合の「国体」は国の制度と捉えてよいであろう。

少なくとも、前節にみた「神州」用語の概念や、他の「国体」使用例と比較しても、①、②に関しては他国との比較ではなく、国内における「体制」の意味合いにおいて使用されている。

その他の③～⑥の四例は全て『不恤緯』に見えるものであり、うち三例が前節において確認した「神州」用語と共に扱われている。

ここでは、②のような意味合いとは大きく変わる。

里見氏が「制度」の意味合いを一部見出ししているように、④では「莫_レ如下_下必先教_中之_レ以成_三其孝悌之情_一。而遂_上三其喪祭之禮_一」という民衆教化や社会風俗を正す名分論のもとに「国体」が用いられている。国家の体面や、制度をもつて「国体」とされてきたものとは大きく異なるものではない。⑤においては「民心自_レ古由_レ是無_レ二。国体如_レ今。将_三以無_レ損_一。」とあるように、名分論による民心統一も「国体」の観念には入っていたことがわかる。

また、⑥に関しては石川岩吉氏が

徳川時代の学者の文章には、足利義満が異邦に臣称せしを以て、『国体を虧く』といひ、内外を弁へざる者が、明清を称して華夏中国とし、自ら夷狄を以て居りしを、『国体を汚辱す』といへる例尠なからず⁴⁴

と例に挙げる事例に類似している。この場合の「国体」は対外的な「国の体面名誉の義」⁴⁵としての意味合いであると解釈される。

ここまで君平の用いた「国体」用語の概念に関して確認してきた。その多くは日本国家の大体や、大義に近い意味合いであり、『保健大記』など前期水戸学の使用例と同様のものである。「国体」用語の概念そのものに、後期水戸学にみられるような「天皇統治の固有の伝統に根差す日本の民族的特殊性」⁴⁶の意味合いを見いだせるものではなかった。しかし、文脈全体としては、⑥のように「神州是 天祖之国」であり、天子が天命を承け伝える国家であるという前提に立った上で「国体」が用いられており、後期水戸学における「国体」用語の概念に近づいているものと思われる。次に吉田、齋藤両氏の研究において例に挙げられた「墓表」内の「国体」用語をみておく。

古を稽へ今に徴し、国体に通達す。王政の要は、民を軌物に納め、上に在るの人をして、祀典を明らかにし、以て孝敬を教へしむるに在り。四海の内、各其の職を以て祭を助ければ、すなはち天祖の六合に照臨する所以は、万世墜つること無し。⁴⁷

蒲生君平と藤田幽谷の思想的影響関係について（小野寺）

開闢以來、天祖の胤、世世統を伝へたまふ。君臣上下の分、嚴乎として紊ること無し。宇宙の間、孰れか能く我が神州に及ぶ者ならんや。故に日出づる処の天子、日没する所の天子、大国の交はりと雖も、苟しくも讓るを肯ぜざるは、夫の名を惜しめばなり。今の俗儒名分を知らず、動すれば 国体を虧く。⁽⁴⁸⁾

これらをもとに吉田氏、斎藤氏は幽谷の「国体」概念の変容や、君平からの影響を考察している。

まず、一点目の「国体に通達す」という表現は『漢書十 成帝紀』「儒林の官は四海の淵原、宜しく古今を明かにし温故知新、国体に通達すべし、故にこれを博士と謂ふ。」⁽⁴⁹⁾という内容を典拠としていることが指摘されている。⁽⁵⁰⁾この意味合いは「国家の大例」⁽⁵¹⁾となる。

二点目の「国体を虧く」という表現であるが、この例における「国体」の用語例は、「統資治通鑑綱目二四」の「虧国体」⁽⁵²⁾「大於此」⁽⁵³⁾が典拠であると出典が指摘されている。この「国体」の用語使用に関しては、『保建大記』における表現ともその字句が類似していることから、同書の典拠であるとも指摘されている。⁽⁵⁴⁾

ただ、単語としての「国体」の使用例としては、君平自身が①の例のように、『保建大記』を引用するなど、君平も同様の意味合いで国体を使用していたと考えられる。

『保建大記』を典拠とする幽谷の姿勢は、後期水戸学とは区別され、前期水戸学と共通するものとされる。⁽⁵⁵⁾比して君平の場合、①の例に挙げた『山陵志』だけではなく、『今書』等君平の他の著作にも『保建大記』を踏まえた記述があることが指摘をされている通りであり、国体の用語使用以外にも、『保建大記』の姿勢が継承されているとみてよいであろう。⁽⁵⁶⁾

すると、ここまでみた君平の「国体」用語のみで見れば、あくまで、それそのものが日本の特殊性を指し示す概念

である後期水戸学の「国体」を指すものではない。

ただし、前述の通り、吉田氏は「墓表」の「祀典を明らかにし、以て孝敬を教へしむるに在り。」との表現が「新論」における趣旨と同じであるとする。この点に関しては、前節においても紹介したが、天祖一致の思想をもとに「新論」の祖型」とする指摘がなされている通りである。⁽⁵⁷⁾

また、天皇祭祀と民衆の教化に関しては、詔勅を擬した彼の著作において

夫奉^レ祀致^二孝乎鬼神^一。教^二民敬忠^一。朕其職^レ之。夫修^レ政布^二化乎邦国^一。成^レ俗敦厚爾其職^レ之。君臣一体。職其
勉哉。朕今欲^下躬履^二王者之禮^一。明^二祀典^一而有^レ事^二于諸陵^甲矣。⁽⁵⁸⁾

とある。「国体」用語の概念とは別にして、既に君平の理想とするところには、天皇祭祀と教化はあったとみてよいだろう。

おわりに

本論文では、蒲生君平の「神州」「国体」の使用と、その概念を検討するものであった。これ以前において、藤田幽谷ら後期水戸学への影響が示唆されてきたが、君平の著述の検討がされてこなかった。今回はその点に対して考察を加えたものである。

幽谷の「神州」「国体」用語の概念において大きな変化があったとされる「蒲生君威墓表」は、基本的に君平の著

述の引用であり、特に「神州」に関しては、君平の使用例に倣ったものであることが確認できた。

これに対し、「国体」用語の概念に関しては、前期水戸学の概念に近い概念をもって使用していることがわかった。後期水戸学の国体論の登場は、やはり会沢正志斎の『新論』まで待たねばならないだろう。ただし、君平の著述のその文脈や彼の思想そのものからは『新論』の祖型や先駆としての思想を見てとれる可能性がある。何より、会沢の同時代の著作『千島異聞』（文化三年成立）には「国体」の語が一例も用いられていない。¹⁰

本稿では「国体」という用語使用とその概念について、君平周囲の人物に関しても考察の余地を残した。また、君平自身の祭政一致論や民衆教化の思想に関しても、後期水戸学との関連から考察できる可能性があることもわかったが、これらは今後の研究課題としたい。

注

(1) 『勤王論』を唱へる代りに自ら『勤王家』として実践する型の人物が現れてくる。(中略) 君平はこの実践を歴代山陵の踏査といふ形で現はしたため、その結果は『山陵志』といふ学問的成果となつて残った¹¹和辻哲郎『尊皇思想とその傳統』(岩波書店、昭和一八年) 三三三頁

(2) 吉田俊純「水戸学の神道導入と国学・徂徠学との関係」(『寛政期水戸学の研究 翠軒から幽谷へ』(吉川弘文館、平成一三年、一八二―二二四頁)

(3) 藤田寛『幕末の天皇』(講談社選書メチエ、平成六年) 三九頁

(4) 「後期水戸学になると、内憂外患のもとで政治的・実践的な性格が強まり、『国体』という名の日本の固有性・尊貴性の自覚を持つことが強調されて、幕府を中心とした国家としての一体性をどう保つのかという課題に答えようとした」(「水戸学」石

毛忠 他編『日本思想史辞典』山川出版社、平成二二年 九四三―九四四頁)

(5) 阿部邦男『蒲生君平』山陵志』撰述の意義』(皇學館大学出版部、平成二五年)など参照。また、具体的な史料としては以下のようにある。「水戸黄門義公日本史二附所之志類二山陵志ヲ可レ添ト存候」寛政九年鈴木武助宛書簡。三島吉太郎編『増補校訂蒲生君平全集』(盛文社、昭和一三年)五四二―五四九頁。(以下『全集』と略記)

(6) 杉崎仁編『保健大記打聞編注』(勉誠出版、平成二二年)一四一頁

(7) 天明五年から交友があるとされる。藤田幽谷は「校正局諸学士に与ふるの書」内にて『大日本史』題号論争に関して、君平も同意見であることを述べている。『全集』四頁

(8) 原漢文。菊池謙二郎編『幽谷全集』(吉田弥平、昭和一〇年)二九四頁。但し、吉田氏が独自に書き下して引用しているため、正確を期すため吉田氏の論文より引用する。前掲「水戸学の神道導入と国学・徂徠学との関係」(『寛政期水戸学の研究』)二二〇五頁

(9) ただし、吉田氏は年次不明の文章も数多くあること、弟子である会沢正志斎には使用がみられることから、断定はしていない。

(10) また、日本を指す用語使用において、名分論に厳格となったことも指摘している。

(11) 前掲「水戸学の神道導入と国学・徂徠学との関係」(『寛政期水戸学の研究』)二〇四頁

(12) 同右 二〇四―二〇五頁

(13) 原漢文。『全集』六一八頁。注八と同様に、吉田氏が論文中に書き下しているものを引用する。前掲「水戸学の神道導入と国学・徂徠学との関係」(『寛政期水戸学の研究』)二〇四―二〇五頁。

(14) その後の幽谷は「神国の用語の意味する天照以来の皇統と君臣関係に、風土的な美点を加えて、君平などの草莽との議論のなかから、神州の用語は作られたのであろう」と文政期以後の「神州」用語の意味を考察している。同右 二〇五頁。

(15) 必ずしも天明期における幽谷の「神州」用語に影響を与えたか否かは吉田氏自身も断言は控えている。

蒲生君平と藤田幽谷の思想的影響関係について(小野寺)

- (16) 野口武彦『江戸の兵学思想』（中央公論新社、平成二一年）二六五頁
- (17) 宇賀神徳平「蒲生君平の復古的改革論」（大島延次郎編『下野史の新研究』小宮山書店、昭和三三年、一六一―一七六頁）
- (18) 年代が特定できないものは、推定される最も遅い年代を設定して配列した。『山陵志』（享和二年成立）、「九志序」（寛政から享和年間）、「形勢論」（文化初年頃）、「不恤緯」（文化四年）、「擬_レ賜_レ征夷大使正二位内大臣源朝臣_レ詔旨_上」（文化年間）。これらは、高浜二郎『蒲生君平年譜』（鍍金研究所、昭和三〇年）、雨宮義人『蒲生君平―熱血の古代探求者』（下野新聞社、昭和五八年）、前掲『蒲生君平』、『山陵志』撰述の意義』などを参考に配列した。
- (19) 「不恤緯」原稿（栃木県立博物館蔵）より引用。『全集』所収の文はルビに記載した。
- (20) 雨宮義人氏は「『不恤緯』に先立って、文化初年に書かれたものである」と述べている。前掲『蒲生君平―熱血の古代探求者』
- (21) フヴォストフ事件（文化露寇）のこと。
- (22) 執筆時期は不明だが、「九志之二」として題された『山陵志』成立（享和二年）の前後であるとして配列した。「九志」は、君平の志類編纂構想であり「九志一」に「神祇志」、「二」に「山陵志」と九つの志類が構想されている。他に「氏族志」「服章志」「礼義志」「民政」「刑志」「兵志」がある。完稿し現存するのは『山陵志』と、『職官志』のみであり、その他は序文が伝わるのみである。
- (23) 「不恤緯」では国防に触れているが、具体的な説はない。これを補っているのは『形勢論』である（中略）本論には『不恤緯』では触れていない、具体策が論ぜられている」前掲『蒲生君平―熱血の古代探求者』一七七頁
- (24) 小野寺崇良「蒲生君平『不恤緯』の基礎的研究」（『皇學館論叢』五五巻一号、令和四年、九八―一一七頁）
- (25) 松本丘「近世に於ける祭政一致思想の展開―垂加神道より水戸学へ―」（阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』弘文堂、平成一八年、三九―六四頁）五八頁

- (26) 『全集』三五五頁
- (27) 帝国学士院編『皇室制度史 第一卷』(ヘラルド社、昭和十三年) 一一六頁
- (28) 里見岸雄『天皇家の研究』(錦正社、昭和四七年) 五二頁
- (29) 前掲『保建大記打聞編注』一四三頁
- (30) 前掲『保建大記打聞編注』一七五頁
- (31) 「国体は水戸学の歴史認識にもとづいて構成された一つの国家的観念である」(辻本雅史「国体思想」『日本思想史辞典』ペリカン社、平成一三年、一八四―一五頁)
- (32) ここまで、前掲 辻本「国体思想」『日本思想史辞典』、尾藤正英「国体論」『国史大辞典』(吉川弘文館、昭和五九年) 六七〇―六七二頁
- (33) 尾藤正英「水戸学の特質」(今井宇三郎、瀬谷義彦、尾藤正英校注『日本史思想大系五三 水戸学』岩波書店、昭和四八年、五五六―五八二頁)
- (34) 尾藤氏は君平に関してこれ以上の言及はない。「華夷思想から攘夷思想への筋道をつけたのが幽谷である」(栗原茂幸「藤田幽谷の政治思想―後期水戸学の形成―」『東京都市立大学法学会雑誌』二四卷二号、昭和五八年、七五―一一六頁)、尾藤正英「『国体』思想の発生」『日本の国家主義―「国体」思想の形成』(岩波書店、平成二六年、三一五―二頁)などを参照。
- (35) 前掲「水戸学の神道導入と国学・徂徠学との関係」(『寛政期水戸学の研究』二二〇頁)
- (36) 同右 二二〇頁
- (37) 齋藤公太「『国体』の隆興―後期水戸学における『神皇正統記』の受容―」(『神国』の正統論『神皇正統記』受容の近世・近代』ペリカン社、平成三二年、二五八―二九四頁) 二六四頁

蒲生君平と藤田幽谷の思想的影響関係について(小野寺)

- (38) 同右 二六三頁
- (39) 前掲「藤田幽谷の政治思想」など参照
- (40) 里見岸雄『「国体」の学語史的管見』（里見研究所出版部、昭和八年）二六一―二七頁
- (41) 同右 二六頁
- (42) 注一八と同じ参考文献をもとに配列した。
- (43) 前掲『保建大記打聞編注』一七五頁
- (44) 石川岩吉『国体要義』（石川岩吉、大正二年）九頁
- (45) 同右
- (46) 前掲 辻本「国体思想」『日本思想史辞典』一八四―一五頁
- (47) 原漢文。『全集』六一七頁。齋藤氏が書き下して引用しているため、同書から引用する。前掲「国体」の隆興―後期水戸学における「神皇正統記」の受容―（『神国』の正統論「神皇正統記」受容の近世・近代）二二六―二三頁
- (48) 原漢文。『全集』六一八―六一九頁。注四七と同様に、齋藤氏が論文中に書き下しているものを引用する。前掲「国体」の隆興―後期水戸学における「神皇正統記」の受容―（『神国』の正統論「神皇正統記」受容の近世・近代）二二六―二三頁
- (49) 原漢文。書き下しの引用は以下から行った。名越時正「前期水戸学の国体論」（『水戸光圀とその餘光』錦正社、昭和六〇年、一〇七―一三二頁）
- (50) 前掲「藤田幽谷の政治思想」一〇一頁
- (51) 『国体学総論』一一三頁
- (52) 前掲『皇室制度史 第一卷』八頁

- (53) 前掲「藤田幽谷の政治思想」一〇一頁
- (54) 前掲『帝室制度史 第一卷』四一五頁
- (55) 前掲「藤田幽谷の政治思想」一〇一頁
- (56) 前掲「近世に於ける祭政一致思想の展開―垂加神道より水戸学へ―」五五頁
- (57) 同右 五八頁
- (58) 「擬_レ賜_二征夷大使正二位内大臣源朝臣_一詔旨_上」『全集』四四八―四五一頁
- (59) 栗原茂幸「『千島異聞考』―初期会沢正志齋の思想形成―」（『日本歴史』第四六九号、昭和六二年、四四―六二頁）

（おのぞら たから・東北大学大学院文学研究科博士後期課程）

蒲生君平と藤田幽谷の思想的影響関係について（小野寺）